相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区大宮通寺之内上る五丁目若宮竪町一〇五番地の二、最後の住所京都市左京区静市市原町四一一番地の三

被相続人　亡　小山　義博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

京都市中京区河原町通丸太町下ル東側　文華堂ビル二階

相続財産管理人　弁護士　田中　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪狭山市半田一丁目二二四番地一〇〇、最後の住所大阪府大阪狭山市半田五丁目五八番地の一〇

被相続人　亡　吉田　哲也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

大阪市中央区高麗橋二丁目四番四号公洋ビル七階

相続財産管理人　弁護士　松山　理香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東住吉区西今川一丁目五二番地、最後の住所大阪市東住吉区西今川一丁目二〇番二〇号　被相続人　亡　山本　篤子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

大阪市北区西天満五丁目一四番七号和光ビル六階　相続財産管理人　藤井　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県総社市山田一七六八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　金澤　元一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

事務所岡山県岡山市北区天神町六番四七号

岡崎栄司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　岡崎　栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県玉野市和田一丁目四九一番地、最後の住所岡山県玉野市和田一丁目六番五号

被相続人　亡　小田村ユミコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

岡山県岡山市北区学南町三丁目九番二四―一号　相続財産管理人　井上　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県三好郡東みよし町加茂二八四二番地二四、最後の住所徳島県三好郡東みよし町加茂二八六二番地一

被相続人　亡　阿部　純克

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

徳島市南前川町四丁目三番地、事務所徳島市東大工町一丁目一九番地

相続財産管理人　小笠原哲二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県さぬき市大川町田面八〇〇番地二、最後の住所香川県さぬき市大川町富田中一四二四番地　被相続人　亡　多田　静夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

香川県高松市磨屋町七番地五　相続財産管理人　田代　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市東区京塚本町二〇番、最後の住所熊本市中央区出水五丁目一七番一六号

被相続人　亡　戸川　元基

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

事務所熊本市中央区新屋敷三丁目一二番六―一〇一号

相続財産管理人　司法書士　右田　敏彦

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬する事となりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十六年一月三十一日

一　墳墓等所在地　東京都豊島区駒込七丁目二番四号

一　墳墓等の名称　専修院墓地　鷲尾家　倉持家　江川家　奥田家　草薙家　木村家　寺崎家　山内家　吉田家　香田家　佐藤家　中村家

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳

一　改葬を行おうとする者　東京都豊島区駒込七丁目二番四号　宗教法人専修院　代表役員　山田　美晴

投資顧問業者営業保証金取戻し公告

投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令（平成十九年内閣府・法務省令第五号）第二条第一項の規定により次のように公告します。

一、供託者の商号　ソシエテジェネラルセキュリティーズノースパシフィックリミテッド

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成26年1月31日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社コメダ　②愛知県知事(1)21764　③代表執行役　駒場雅志　④名古屋市東区葵三丁目12番23号　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦名古屋市東区葵三丁目12番23号　株式会社コメダ　代表取締役　安田隆之

①セイワ不動産株式会社　②大阪府知事(2)52908　③代表取締役　黒田順一　④大阪府大阪市福島区福島５丁目８番１号　廃止した従たる事務所　大阪府東大阪市吉田６丁目２番53号　⑤500万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市福島区福島５丁目８番１号　セイワ不動産株式会社　代表取締役　黒田順一

二、所在地　東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル

三、代表者の氏名　ギヨーム・ピュアチェル

四、営業所名　東京支店

五、取戻しをしようとする営業保証金の額　金五、〇〇〇、〇〇〇円

六、右の者（登録番号関東財務局長第九七一号）の営業保証金につき証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第四十条第三項の権利を有していた者は、平成二十六年八月一日までに投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令別紙様式第一号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第二課に提出して下さい。

七、前項の申出書の提出がないときは、配当手続から除斥されます。

平成二十六年一月三十一日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル

ソシエテジェネラルセキュリティーズノースパシフィックリミテッド

日本における代表者　ギヨーム・ピュアチェル